

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	株式会社ニック	名古屋市中区	R7.5.10	R7.8.9	3か月	名古屋市が発注した観光プロモーション事業を巡り、株式会社ニックの取締役が、便宜を図ってもらった見返りに、名古屋市観光交流部の元担当課長に現金を渡したとして、令和7年5月8日に贈賄容疑で逮捕された。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第2－2）
2	共和工業株式会社	広島県福山市	R7.6.20	R7.8.19	2か月	農業水産局水産課と共和工業株式会社が令和6年12月17日に締結した請負契約「漁業取締・水質調査兼用船へいわ主機関点検整備」において、履行期限が令和7年2月21日であるにもかかわらず、当該業者の責に帰すべき理由により、当該業務の完了が令和7年5月23日となり、91日間の履行遅延が生じた。 このため、当該業者について指名停止を行う。	農業水産局 水産課	要領第4条第1項（別表第1－6）
3	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区	R7.6.26	R8.6.25	12か月	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）
4	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区	R7.6.26	R7.12.25	6か月	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日に公正取引委員会が排除措置命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）
5	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中心区	R7.10.8	R8.5.7	7か月	特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項（別表第3－1）

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
6	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市	R7.10.8	R8.6.7	8か月	特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会が違反事実の認定を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
7	コスモペース株式会社	名古屋市中区	R7.10.16	R7.12.15	2か月	令和7年9月29日に経済産業局革新事業創造部海外連携推進課が執行した「米国への海外研修生派遣にかかる生活支援業務委託」の一般競争入札において、落札したにもかかわらず、契約締結を辞退した。 このため、当該業者について指名停止を行う。	経済産業局 革新事業創造部海外連携推進課	要領第4条第1項(別表第3-5)
8	株式会社ENEOSウイング	名古屋市中区	R7.12.5	R8.6.4	6か月	長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関し、独占禁止法第8条第1項第1号(事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会が課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
9	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	名古屋市中村区	R7.12.24	R8.7.23	7か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
10	大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市	R7.12.24	R8.7.23	7か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
11	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区	R7.12.24	R8.7.23	7か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
12	株式会社魚国総本社	大阪府大阪市中心区	R7.12.25	R8.1.24	1か月	広島県福山市内の施設において食中毒を発生させたことが、食品衛生法第6条第3号に違反したとして、福山市保健所が令和7年12月12日に営業禁止処分を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-5)